平成２２年（フ）第２３号
茨城県鹿嶋市角折1323番地５
債務者　菊地　京子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２５号
茨城県鹿嶋市宮中2023番地11　橋本住宅Ｅ
債務者　箕輪　健一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２９号
長野県岡谷市郷田２丁目２番41号　平和荘103号
債務者　大田　清美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３０号
長野県諏訪市大字四賀7748番地　ルレーヴＮ306
債務者　谷古宇信人
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３２号
長野県諏訪市元町６番１号
債務者　代田あかね
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第９５号
京都府城陽市平川横道２番地　平川荘205号
債務者　小阪　昌史
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
京都府城陽市平川横道２番地　平川荘205号
債務者　小阪　博美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
京都府城陽市久世下大谷９番地の８
債務者　朝倉　邦子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地27―103
債務者　内藤　泰幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
京都市右京区太秦乾町２番地　市営住宅５棟404号
債務者　大角小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
京都市伏見区深草墨染町19番地11　墨染マンション２Ｆ西号
債務者　小西冨美雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
京都府向日市寺戸町西野辺13番地の１　コーポ甲賀101号
債務者　平野　正弘
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
京都府向日市寺戸町西野辺13番地の１　コーポ甲賀101号
債務者　平野官弥子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
京都府木津川市相楽城西38―３　リバティ山田川106、住民票上の住所京都府相楽郡和束町大字湯船小字中山107番地の１
債務者　柚木　雅好
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
京都市北区大宮南箱ノ井町21番地１　次田尚浩方
債務者　次田　倬也
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目13番13号九坪マンション207号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹７丁目63番地ＫＩマンション102号
債務者　井上　博子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９号
広島県呉市広末広１丁目１番13号
債務者　上中田孝子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所呉支部